

令和3年1月8日

保護者 様

流山市教育委員会
(公印省略)

緊急事態宣言の発出に伴う学童クラブの対応について
平素は本市の学童クラブ行政に御理解、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言の発出に伴う学童クラブの開所について、下記のとおりとしますので、御理解、御協力をお願いします。

記

1 保護者の方へのお願い

学童クラブ内での感染拡大防止のため、可能な限り御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

学童クラブを利用する際には、当面の間、家庭において利用当日の児童の体温・体調を御確認いただき、発熱や咳等の症状がある場合には、学童クラブの利用をお控えください。

また、朝から学童クラブに登所する場合は、健康観察表を御提出いただきますようお願いいたします。

あわせて、利用児童・保護者共に、手洗い・うがいの励行、マスクの着用など、感染症拡大防止に努めてください。

※なお、御家庭内に濃厚接触者やPCR検査を受ける方がいらっしゃいましたら、在籍している学童クラブまで御連絡ください。

2 緊急事態宣言の発出に伴う学童クラブの対応期間

令和3年1月8日～令和3年2月7日

3 学童クラブの開所日及び開所時間

通常どおりの開所日・開所時間とします。

4 保育料の取扱いについて

緊急事態宣言期間の保育料については、日割りで計算し、登所しなかった日の保育料は後日学童クラブ運営法人から返金させていただきます。

5 その他

今後、状況の変化により対応が変わる場合には、別途お知らせいたします。